

2011年11月 9日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳)

2011年10月

Contents

税務法規

1. プリペイドカードに係る徴税管理の強化に関する通達
2. 土地所有権の譲渡、不動産の販売と同時に当該土地等に付着している固定資産を販売する場合の税務上の取扱に関する公告
3. 増値税証書の認証期限経過後の仕入税額控除を不可とする規定の廃止に関する公告、増値税証書の認証期限経過後の仕入税額控除に関する公告
4. その他の通達

商務法規

税関法規

アーレスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2011年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2011年 9月30日 第2011024号
- ▶ 2011年10月14日 第2011025号
- ▶ 2011年10月21日 第2011026号

Japan Business Servicesグループで、2011年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. プリペイドカードに係る徴税管理の強化に関する通達(国税函[2011]413号)

概要

プリペイドカードに係る徴税管理について、以下を規定する。

▶ プリペイドカードに係る発票管理の強化

カード発行者及び販売者は取引事実に即して発票を発行する。税務局は発票を厳格に管理し、その真実性を確保する。

▶ 購入者が損金算入に用いる証憑の審査の厳格化

税務局はカード購入者が損金算入に用いる証憑(例えば発票)を厳格に審査する。偽造発票は当然損金算入のための証憑として認められないし、また経営活動に関連しない支出の損金算入も認められない。

▶ プリペイドカードの発行者及び購入者に対する税務調査の強化

各税務局はプリペイドカードの発行者及び購入者に対する税務調査を強化する。発票の真実性、損金算入の可否を重点事項とする。

▶ 他の関連部門との協力による監督の強化、不正の防止

所見

プリペイドカードの利用はここ数年で急速に増加しており、プリペイドカードが不正行為に用いられる事件も発生している。プリペイドカードに係る管理一般については2011年5月に国弁発[2011]25号が公布されており、当通達は徴税管理について規定している。

当通達には、発票の信憑性及び関連費用の性質が重点管理項目として挙げられている。発票その他の支払証憑は一般にカード購入時に発行されるが、購入時点では関連費用の性質は明確ではない。また実務上、発票には費用項目の総称(事務用品費、コンサルティング費用等)が記載されることが多く、損金算入に一定の制限がある費用(交際費、広告宣伝費、従業員福利費等)を判別する上での障害となっている。プリペイドカードに係る税務調査のプロセスが定められたのには、このような背景がある。

当通達はプリペイドカード利用者の個人所得税には言及していない。プリペイドカードの取得は個人所得税の課税対象となるが、源泉徴収義務者が源泉徴収を適切に行わなければ、その管理は困難となる。このような状況に対して、税務局が何らかの対応策を検討することも考えられる。

増値税に関する事項(プリペイドカードを発行する小売企業における増値税納税義務の発生時期等)についても、当通達は言及していない。

関連法規

- ▶ 人民銀行監察部等のプリペイドカードの管理に対する意見(国弁発[2011]25号)

2. 土地所有権の譲渡、不動産の販売と同時に当該土地等に付着している固定資産を販売する場合の税務上の取扱いに関する公告(国家税務総局公告[2011]47号)

概要

土地所有権の譲渡、不動産の販売と同時に当該土地等に付着している固定資産を販売する場合の税務上の取扱いについて、以下のように規定する。

- ▶ 増値税課税対象となる資産の販売収入については増値税を納付する。
- ▶ 不動産に属する資産の販売収入については営業税を納付する。

増値税及び営業税の計算納付のため、資産の販売収入は区分して計上する。区分計上が行われていない場合は、所轄税務局がそれぞれの収入額を推定する。

施行日は2011年9月1日。同日以前に発生した未処理事項は当公告に従って処理することができる。また国税函[1997]556号、国税函[2007]1018号における「企業や個人が土地所有権の譲渡、不動産の販売と同時に当該土地等に付着している機械電力設備を譲渡する場合、『不動産の販売』として営業税を課税する」旨の規定は廃止する。

所見

固定資産の性質により増値税あるいは営業税のいずれかを課税するかを決定するという点は、自社製品の販売と建築役務の提供を同時に行う場合の取り扱いに似ている。特別な規定が適用される場合を除き、増値税課税対象である物品の販売と営業税課税対象である役務の提供を同時に行う場合、物品の製造、卸売、小売に従事していれば増値税を、営業税課税役務の提供を主たる営業としていれば営業税をそれぞれ納付するのが一般的である。

しかし増値税実施細則、営業税実施細則及びその後公布した国家税務総局公告[2011]23号等は、自社製品の販売と建築役務の提供を同時に行う場合は区分計算を行い、製品販売収入については増値税を、建築役務収入については営業税をそれぞれ納付する旨を定めている。当該取扱いは国家財政・税務部門が規定するその他の状況にも適用される。

当公告では以下の点が明確にされていない。

▶ 営業税の差額納税の可否

土地所有権譲渡及び不動産販売による収入の他、土地や不動産に付着している固定資産も営業税課税収入に計上される。そうであれば、本取引以前の取引に納付していた営業税の取引額は営業税課税収入から控除するのが論理的であるが、このような取扱が認められるか否かは不明である。

▶ 仕入税額控除の可否

増値税額は財税[2009]9号が規定する方法によって計算するとされている。すなわち、付着している資産が不動産に該当しない場合、税額は簡便法によって計算され、仕入税額控除が認められないこととなる。このような取扱は増値税一般納税者にとって不利となる。

関連法規

- ▶ 採炭業を営む企業による炭鉱の譲渡に対する営業税の課税に関する回答(国税函[1997]556号)
- ▶ 炭鉱の譲渡に対する営業税の課税に関する回答(国税函[2007]1018号)
- ▶ 自社製品の販売と建築業務を同時に行う場合の税務上の取り扱いに関する公告(国家税務総局公告[2011]23号)
- ▶ 一部の物品に対する増値税の軽減税率と簡便法の適用に関する通達(財税[2009]9号)

3. 増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除を不可とする規定の廃止に関する公告(国家税務総局公告[2011]49号)

増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除に関する公告(国家税務総局公告[2011]50号)

概要

国弁発[2000]12号3条の「期限内に認証を行っていない増値税証憑については、仕入税額控除を認めない。認証を行っていない場合に仕入税額控除を行っている場合は全額を追徴し、税収徴収管理法の関連規定に従って処罰する」という規定を廃止する(国家税務総局公告[2011]49号)。

2007年1月1日以降に発行した認証期限経過後の増値税証憑のうち、実際に取引が行われたにもかかわらず、客観的な原因により期限内に認証を行うことができなかったものについては、所轄税務局、上級税務局及び国家税務総局が審査を行い、証明資料との一致が確認できた場合には仕入税額の控除の継続を認める(国家税務総局公告[2011]50号)。

国家税務総局公告[2011]49、50号ともに2011年10月1日から施行する。

増値税証憑の範囲

- ▶ 増値税専用発票
- ▶ 税関輸入増値税専用納付書
- ▶ 道路内陸河川貨物輸送業統一発票

客観的な原因及びその証明資料

客観的な原因	証明資料	入手先
自然災害や突発事件	自然災害や事件の発生日、影響のあった地域、納税者の営業活動に対する影響等に関する説明	内部
納税地の変更、税務登記の抹消及び再登記	移転日、税務登記の抹消及び再登記日、新旧住所等に関する説明	内部
税務担当者の一方的な退職による引継の欠如	税務担当者の氏名・退職日等に関する説明、及び労働契約の解除と企業内部の処理決定	内部
増値税証憑の盗難	公安による証明	外部
郵送中の紛失または誤配	郵便局による説明	外部
司法・行政機関による増値税証憑の差し押さえ	司法・行政機関による証明	外部
税務局のシステムやインターネットの障害による認証期間の遅延	税務局のシステムやインターネットに発生した障害、期間、原因に関する説明	外部
紛争による増値税証憑の入手の遅延	購入先による状況説明	外部
税務担当者の急死または急病	公安、交通部門または病院による証明	外部
国家税務総局が規定するその他の状況	具体的な規定なし	同左

所見

審計署監査結果公告[2011]34号によれば、国家税務総局は2009年、2010年にすでに一部の企業に対して増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除を認めており、その金額は17億元に上る。当公告はこの従来は特例として認められていた取り扱いを一般規定化するものである。

当公告には審査期間には言及していないが、仕入税額控除の申請は所轄税務局から上級の税務局に回され、最終的には国家税務総局の審査を受けることになるため、承認には多大な時間を要することが予想される。

また所轄税務局は増値税証憑の認証期限経過後の仕入税額控除を申請した納税者に対して定期的または非定期的に調査を行う旨が規定されている。調査の結果、詐称行為が発見されると控除した仕入税額は否認され、税收徴収管理法に従って処罰されることになる。

関連法規

- ▶ 国家税務局システム徴税管理状況監査結果(監査署監査結果公告[2011]34号)
- ▶ 増値税偽造防止システムの運用推進に対する意見に関する通達(国弁発[2000]12号)

4. その他の通達

- ▶ 新個人所得税法の実施に関連する問題についての公告(国家税務総局公告[2011]46号)
- ▶ 『新個人所得税法及び同実施条例に関連する問題の啓発』の公布に関する通達(国税弁発[2011]95号)
- ▶ 新個人所得税法の実施に関する通達(国税発[2011]75号)
- ▶ 『国外登録中国居住者企業所得税管理弁法(試行)』の公布に関する公告(国家税務総局公告[2011]45号)
- ▶ 北京市による地方教育附加の徴収への同意に関する回答(財綜函[2011]57号)
- ▶ 国家大学科学技術園及び科学技術企業インキュベーターに対する税制上の優遇規定の期間延長に関する通達(財税[2011]59号)
- ▶ 農業、林業、牧畜業、漁業に対する企業所得税の優遇措置の実施に関する公告(国家税務総局公告[2011]48号)
- ▶ 特定用途財政性資金に係る企業所得税の取り扱いに関する通達(財税[2011]70号)
- ▶ 地方政府債利息所得の免税扱いに関する通達(財税[2011]76号)

商務法規

- ▶ 物流業の健全な発展の促進のための政策措置に関する意見(国弁発[2011]38号)
- ▶ クロスボーダー貿易人民元決済可能地区の拡大に関する通達(銀発[2011]203号)
- ▶ クロスボーダー人民元直接投資に関連する問題についての通達(意見募集稿)
- ▶ 『漫画・アニメ制作企業の原材料の免税輸入に関する暫行規定』の転送に関する通達(文産発[2011]34号)
- ▶ 漫画・アニメ制作企業の認定に関する通達(文産発[2011]36号)
- ▶ 『合併・分割の登記管理及び奨励に関する意見』に対する意見募集に関する通達
- ▶ 海外投資者による国内企業の買収に係る安全性審査制度の実施規定(商務部公告[2011]53号)
- ▶ 『天津北方国際海運センター中核機能区建設案』の発表に関する通達(発改基礎[2011]1051号)
- ▶ 天津北方国際海運センター中核機能区における営業税の取り扱いに関する通達(財税[2011]68号)
- ▶ 一部の外商投資企業の製品輸出状況の検査に関する補充通達(商弁資函[2011]979号)
- ▶ 『対外投資国別産業ガイドライン(2011年版)』の発表に関する通達(商合函[2011]767号)
- ▶ 中国国内で勤務する外国人の社会保険加入に関する暫行弁法(人力資源社会保障部令[2011]16号)
- ▶ 貨物貿易に係る外貨管理制度の改革の試行に関する公告(国家外貨管理局公告[2011]2号)
- ▶ 中央企業の国有財産に対する権利の交換に関する通達(国資発産権[2011]121号)

税関法規

- ▶ 航空機リースの税関上の取り扱いの更なる明確化(税関総署公告[2011]55号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

高浜 学 税務・移転価格
manabu.takahama@cn.ey.com +86-10-5815-2834

小谷 将也 監査
masaya.kotani@cn.ey.com +86-10-5815-3350

天野 智博 監査
chihiro.amano@cn.ey.com +86-10-5815-2225

平澤 尚子 税務・移転価格
naoko.hirasawa@cn.ey.com +86-10-5815-2115

浦野 卓矢 税務・移転価格
takuya.urano@cn.ey.com +86-10-5815-2241

大連

佐々木 大 監査
dai.sasaki@cn.ey.com +86-411-8252-8999

上海

木村 修 監査
yoshimi.kimura@cn.ey.com +86-21-2228-3003

田川 利一 税務
toshikazu.tagawa@cn.ey.com +86-21-2228-2118

江夏 潔子 税務
kiyoko.enatsu@cn.ey.com +86-21-2228-2216

坂出 加奈 税務・移転価格
kana.sakaide@cn.ey.com +86-21-2228-2289

高橋 臣一 監査
shinichi.takahashi@cn.ey.com +86-21-2228-2740

江 海峰 金融
alex.jiang@cn.ey.com +86-21-2228-2963

顧 嶂 M&A
sharry.gu@cn.ey.com +86-21-2228-2367

舟本 孝史 監査
takashi.funamoto@cn.ey.com +86-21-2228-2064

三井 貴子 監査
mitsui.takako@cn.ey.com +86-21-2228-4412

金杉 喜文 監査
yoshifumi.kanasuji@cn.ey.com +86-21-2228-2718

篠崎 洋樹 税務
hiroki.shinozaki@cn.ey.com +86-21-2228-3029

久保田 順一 M&A
junichi.kubota@cn.ey.com +86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩 監査
yukihiro.osanai@cn.ey.com +86-20-2881-2675

田中 昌志 税務
masashi.tanaka@cn.ey.com +86-20-2881-2871

深圳

小林 秀誉 監査
hidetaka.kobayashi@cn.ey.com +86-755-2502-8101

氏原 基喜 税務・移転価格
michael.ujihara@cn.ey.com +86-755-2238-5651

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
satoshi.kitahama@hk.ey.com		+852-2846-9700
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンドヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなることが業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2011 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001481

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china